「災害対策用移動通信機器」の貸出支援

- 被災地における救援・救護活動、応急・復旧活動等、現場での連絡手段確保の支援として災害対策用移動通信機器 (簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話)を貸出し。
- 機器を貸し出す際には、申請者が指定する場所まで必要な台数の通信機器(無線機、バッテリー、充電器、高性能 外部アンテナなど)を搬入し、地方公共団体等担当者へ操作方法を実演・説明して引渡し。

簡易無線



- ・端末同士で直接通信を行うので、携帯電話の圏外でも使用 可能。
- ・見通しであれば最大4km程度、 途中に遮るものがある場合は 数百m程度の範囲で通信が可能。

MCA無線



- ・中継局を中心に半径30km 程度のサービスエリアを持 つ通信システム。
- ・サービスエリア内の端末同 士であれば、長距離の通 信が可能。

衛星携帯電話



- ・衛星を経由して通信を行うので、携帯電話の圏外でも通信が可能。
- ・衛星方向に障害物が無い場所で使用可能。

<災害対策用移動通信機器の配備状況>

機器の種類	簡易無線機	MCA無線機	衛星携帯電話
配備台数	1065台(50台 うち5台はIP無線機能付)	280台(10台)	317台(6台)

※全国の配備台数。()内は、中国管内(広島市)の配備台数。中国管内の配備台数で不足がある場合は、総務本省及び隣接局等と連携して対応。

(令和4年2月末現在)

中

玉

総

合

通

信

局

貸与対象者	地方公共団体及び災害復旧関係者等	
貸与の基準	災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合、災害応急対策等に必要な通信手段の確保を図るため地方公共団体等から要請があった場合に移動通信機器を貸出し。 【事 例】 ・被災現場、避難所と役場等に設置される現地災害対策本部との間の	
	職員の連絡回線 ・避難者の避難所への誘導等のための職員同士の連絡回線 等	
貸与の条件	要申請、無償にて貸出し。貸出期間は原則6か月以内	
搬送・返却	搬送は原則、請負業者が実施。 返却は貸与時に同封する送り状にて実施。	

<機器貸出手続の流れ>

地方
公共
② 借受申請書類をFAX等で送付
③ 借受申請をFAX等で提出
借受内容や搬送先等の連絡
④ 機器と承認通知書を搬送

参考:『非常通信確保のためのガイド・マニュアル』 http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/manual/manual/index.htm

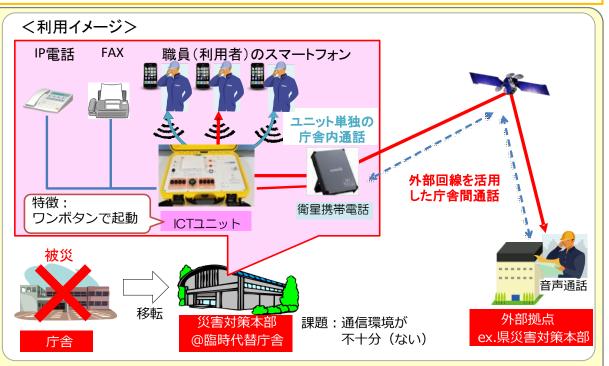
「災害対策用ICTユニット」の貸出支援

- ●「ICTユニット」は災害時に被災地へ搬入して迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能な通信設備。
- 東日本大震災での教訓を踏まえて、総務省がNTT等に委託して研究開発を実施(H23~25年度)し、H26年11月に実用化。
- 被災地における必要な通信手段の確保及び支援のため、自治体等からの要請に応じて、貸し出しを実施。



重量合計: 約6.5kg程度 その他(電源制御回路,ケーブル)※

※防水ケースに格納



【ICTユニットの特徴】

- 1)アタッシュケースとして持ち運びが容易であり、簡単に利用開始が可能 梱包のバッテリー1本(50,000mAh)で連続8時間使用可
- 2) 普段使っている携帯電話番号でICTユニットのWi-Fi通信エリア内(直径100m)の利用者同士でWi-Fiを介した音声通話・ファイル共有が可能
- 3) 衛星携帯電話やアナログ電話回線、FTTH等の外部通信路と接続することで、 普段使っている携帯電話番号で遠隔地との音声通話(着信含む)も可能
- ※)ICTユニットから音声通話用のスマートフォンアプリをダウンロードし、起動することにより、スマートフォンの 電話番号をICTユニット内の通信での内線番号として利用可能。